答　申　書

令和８年 10 月 27 日

西予市上下水道事業経営審議会

令和８年 10 月 27 日

西予市長　管　家　一　夫　様

西予市上下水道事業経営審議会
会　長　　羽　鳥　剛　史

健全な上下水道事業の経営を支える水道料金
及び下水道使用料のあり方について（答申）

令和８年７月８日付けで諮問されました標記の件について、本審議会で慎重に審議した結果、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

はじめに

上下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給するとともに、適切な汚水処理により市民の快適で衛生的な生活環境の維持及び公共用水域の水質保全を図る重要な役割を担っている。また、地方公営企業の経営に当たっては、「その経営に要する経費は、その経営に伴う収入をもって充てる」という独立採算制を基本原理として運営されている。

こうした中、水道事業では高度経済成長期に整備された施設の多くが老朽化し、水質劣化や漏水事故の発生リスクが増加してきている。令和６年に発生した能登半島地震では、耐震化が十分でなかった基幹施設等が広範囲に被災し、長期間にわたる断水が発生するなど、水道施設の耐震化の重要性が改めて認識されたところである。また、近い将来の発生が予測される南海トラフ地震に備えた耐震化は喫緊の課題となっている。このため、老朽化した施設の更新と耐震化を計画的に進め、災害に強い水道システムの構築を図る必要がある。

一方、下水道事業においても、供用開始から 20 年を迎える施設が増加しており、これからは老朽化の進行に対応した計画的な改築更新が必要となっている。

しかしながら、その財源となる料金収入は、給水人口の減少や節水機器の普及等により確保が厳しくなり、経費についても近年の物価高騰等による維持管理費や建設費が増加するなど、上下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すものと考えられる。

本審議会は、市長からの諮問を受け、「健全な上下水道事業の経営を支える水道料金及び下水道使用料のあり方」について慎重に審議を重ね、その結果を取りまとめたので、ここに答申する。

１　水道料金について

本審議会は、令和５年４月に市長からの諮問を受け、令和５年５月 31 日から同年 10 月 31 日にかけ４回にわたり水道事業における将来の事業経営、水道施設の耐震化、老朽化対策等の課題について審議を行った。その結果、安全・安心な水道水の安定供給と健全な事業経営の確保に向けた水道料金については、市民生活への影響に配慮し、令和６年度と令和９年度で段階的に料金改定を実施することが適当であるとの結論に至り、令和５年 11 月に答申を行った。これを受け、令和６年４月１日から令和６年度の料金改定を実施したところである。

本年度の審議会では、令和９年度からの料金改定に向け、上下水道課から示された令和７年度決算に基づく財政見通し及び前回審議時の推計値との比較結果を踏まえ、給水人口及び水需要の動向、事業の実態並びに社会経済情勢等を考慮しながら慎重に審議を重ねた。

その結果、令和５年度の答申において示した方向性を踏襲することで落ち着き、水道料金の改定については、前回答申で予定した内容のとおり基本料金の改定及び超過料金の旧町間で異なっていた料金を統一化して実施することが適当であるとの結論に至った。

（１）料金適用期間

令和９年度から令和 13 年度までの５年間とする。

（２）基本料金

現行同様、口径別料金体系とし、一律 110 円増額する。

（３）超過料金

旧町間で異なっていた料金設定を統一化し、一律 275 円/㎥とする。

（４）改定後の水道料金

別表１のとおりとする。

（５）実施時期

令和９年４月１日以降の使用分から適用する。

２　下水道使用料について

本審議会では、公共下水道事業及び農業集落排水事業の統合による将来の方向性や収支見通し等について、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料のあり方について慎重に審議を重ねた。

また、前回答申後の経営環境の変化や事業の進捗状況について検証を行うとともに、下水道使用料の公平性及び事業の持続可能性を念頭に検討を行った。

その結果、将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を図るためには、適正な使用料を設定し収入を確保することが必要であるとの結論に至った。

（１）公共下水道使用料

公共下水道事業は、地方公営企業法の財務規定が適用されており、独立採算制を原則としているが、一般会計からの資金繰入により運営しているのが現状である。これを踏まえ、公共下水道使用料については、当面次のとおり改定することで意見の一致をみた。

なお、従量使用料の区分については、近年の物価高騰等により市民生活を取り巻く環境が厳しさを増しており、節水意識の醸成は重要であるものの、多人数世帯においては生活実態上、使用水量の削減には一定の限界がある。このため、本審議会としては、料金改定による負担増が避けられない状況の中においても、家族構成による負担の偏りを可能な限り緩和することとした。今回の改定においては市民生活の実態に配慮した料金体系とする観点から、従量使用料の区分を維持しつつ、各区分に同額の単価を適用することが相当であるとの意見で一致した。

ア　料金適用期間

令和９年度から令和 13 年度までの５年間とする。

イ　基本使用料

月額 165 円増額する。（８㎥まで）

ウ　従量使用料

①８㎥を超え 20 ㎥まで　198 円／㎥

②20 ㎥を超えるもの　　①と同額

エ　改定後の下水道使用料

別表２のとおりとする。

オ　実施時期

令和９年４月１日以降の使用分から適用する。

今後は、使用実態及び経営状況の推移を注視するとともに、料金体系全体のあり方について継続的に検証することが不可欠である。

（２）農業集落排水処理施設使用料

農業集落排水事業の中川処理区が令和９年度から公共下水道へ統合する予定となっている。

本審議会としては、当該統合による維持管理費、修繕費、汚水処理原価及び収支への影響を十分に検証するとともに、統合による経営改善効果を的確に把握することが重要な課題であると考えている。

また、人口減少や施設の老朽化の進行に伴い、農業集落排水事業を取り巻く環境は年々厳しさを増してくると考えられる。このため、統合後の経営状況や収支状況の分析を徹底して行い、使用者負担の公平性及び持続可能な事業運営を念頭に次回の料金改定において農業集落排水処理施設使用料を検討することが優先課題である。

なお、農業集落排水事業においては少人数世帯が大半を占める一方、現行の料金体系では公共下水道使用者と比較して相対的に負担が大きい世帯が存在していることから、令和９年度の使用料改定は見送ることとなった。

今後の料金体系の検討に当たっては、処理区域間及び汚水処理事業間における負担の公平性に十分配慮するとともに、利用実態や経営状況を踏まえた持続可能な料金制度の構築が重要な課題である。

３　付帯意見

審議会においては、問題意識を明確にするため、下記のとおり意見を取りまとめたので参考にしていただきたい。

また、今後の上下水道事業の経営改善、耐震化、老朽化対策等の検討において、審議会の付帯意見を尊重されることを願うものである。

（１）市民への周知

市民に対する料金改定の周知に当たっては、その必要性や事業経営の現状等について、市民に対し分かりやすく丁寧な説明をお願いする。

（２）施設更新及び長寿命化対策の推進

将来の財政負担の軽減を図るため、計画性を持って積極的に推進すべきである。

（３）災害対策及び危機管理体制の強化

南海トラフ地震や豪雨等の大規模災害に備え、施設の耐震化や浸水対策等を計画的に推進するとともに応急給水体制の確保や関係機関との連携強化を密にすることが不可欠である。

（４）有収率、水洗化率向上への取組強化

水道管路の漏水調査及び修繕を積極的に実施し、漏水による無駄な配水を抑制するとともに経営効率化を進めるべきである。

下水道使用料収入の確保及び事業効果の向上を図るため、公共下水道の未接続世帯への周知と普及促進に積極的に取り組むべきである。

（５）継続的な経営改善

経営戦略に基づく効率的な事業運営に努めることが重要である。

（６）定期的な料金見直しの実施

将来の世代に負担を先送りすることのないよう、経営状況及び収支見通しを踏まえ、５年を目途として計画的に料金改定を実施するなど、適正な料金体系の構築を図るべきである。

また、毎年度実施する経営状況の検証を踏まえ、必要に応じて時機を逸することなく料金改定の検討を行うことも重要である。

（７）公共下水道における従量料金体系の検証

使用実態や社会情勢の変化を踏まえ、常に継続的な検証を行うことが不可欠である。

（８）公共下水道及び農業集落排水事業における使用者負担の公平性の検証

事業間及び利用者間の負担の公平性を確保する観点から、人口構成や使用実態の変化を踏まえた継続的な検証を行い、必要に応じて料金体系の見直しを行うべきである。

別表１

水道料金

（１）現行

口径	基本料金（１箇月につき）		超過料金（１㎥当たり）			
	水量	料金	明浜	宇和	野村	三瓶
13mm	５㎥まで	935 円	275 円	253 円	220 円	220 円
	５㎥を超え８㎥まで	1,265 円				
20mm	５㎥まで	1,375 円				
	５㎥を超え８㎥まで	1,925 円				
25mm	５㎥まで	1,925 円				
	５㎥を超え８㎥まで	2,695 円				
30mm	８㎥まで	3,245 円				
40mm	10㎥まで	4,565 円				
50mm	15㎥まで	6,765 円				
75mm	20㎥まで	10,285 円				
臨時	１㎥当たり		275 円	253 円	220 円	440 円

（２）新料金（令和９年度から 13 年度まで）

口径	基本料金（１箇月につき）		超過料金（１㎥当たり）
	水量	料金	
13mm	５㎥まで	1,045 円	275 円
	５㎥を超え８㎥まで	1,375 円	
20mm	５㎥まで	1,485 円	
	５㎥を超え８㎥まで	2,035 円	
25mm	５㎥まで	2,035 円	
	５㎥を超え８㎥まで	2,805 円	
30mm	８㎥まで	3,355 円	
40mm	10㎥まで	4,675 円	
50mm	15㎥まで	6,875 円	
75mm	20㎥まで	10,395 円	
臨時	１㎥当たり		275 円
臨時（船舶）	１㎥当たり		550 円

別表２

下水道使用料

（１）現行

種別	基本使用料（１使用月につき）		従量使用料（１使用月につき）	
	汚水量	料金	汚水量	料金（１m^3につき）
一般	８m^3まで	825 円	８m^3を超え 20m^3まで	176 円
			20m^3を超えるもの	187 円
湯屋	８m^3まで	825 円	８m^3を超えるもの	55 円

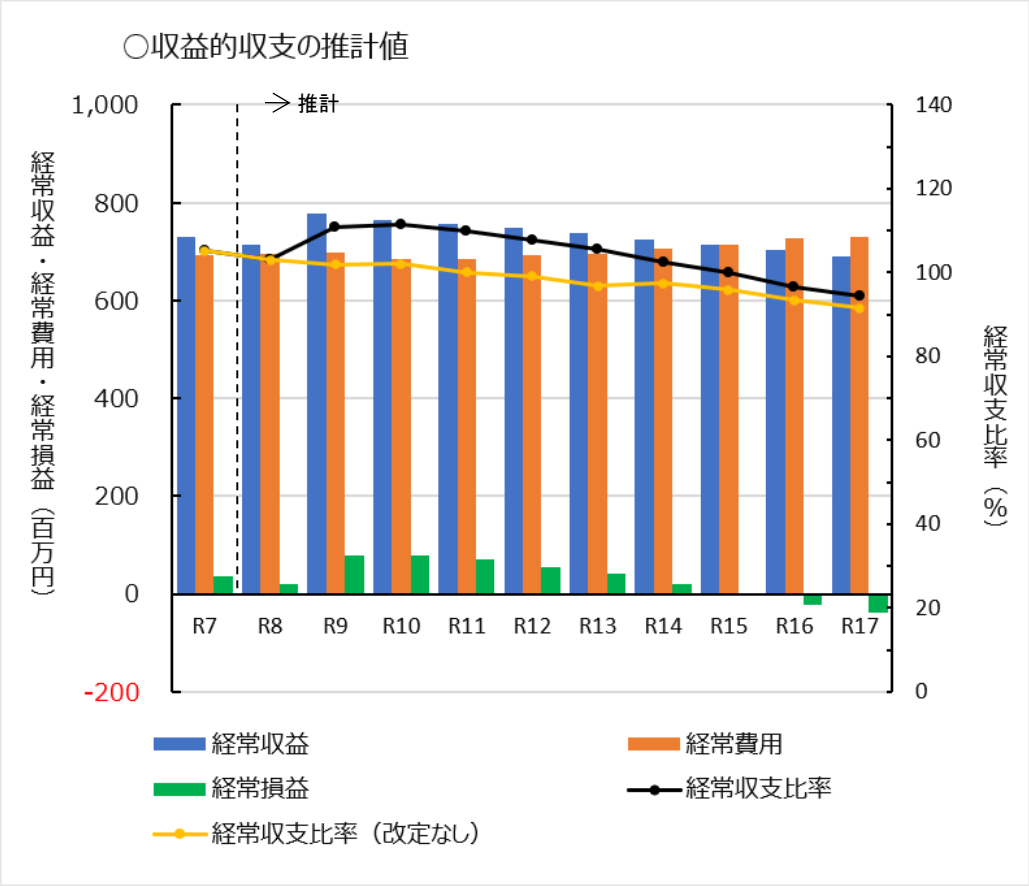
（２）新使用料（令和９年度から 13 年度まで）

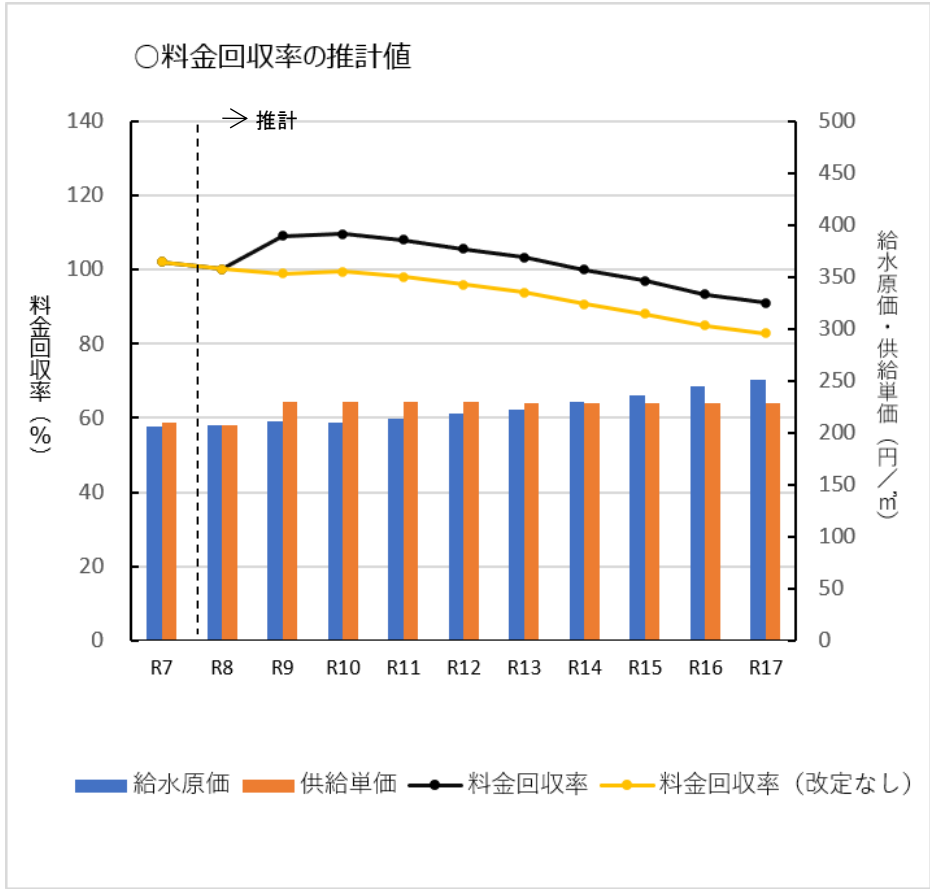
種別	基本使用料（１使用月につき）		従量使用料（１使用月につき）	
	汚水量	料金	汚水量	料金（１m^3につき）
一般	８m^3まで	990 円	８m^3を超え 20m^3まで	198 円
			20m^3を超えるもの	198 円
湯屋	８m^3まで	990 円	８m^3を超えるもの	77 円

答申書（別紙）

令和5年度の答申後における令和7年度の決算状況から見た今後の財政の見通し
【水道事業会計】

西予市

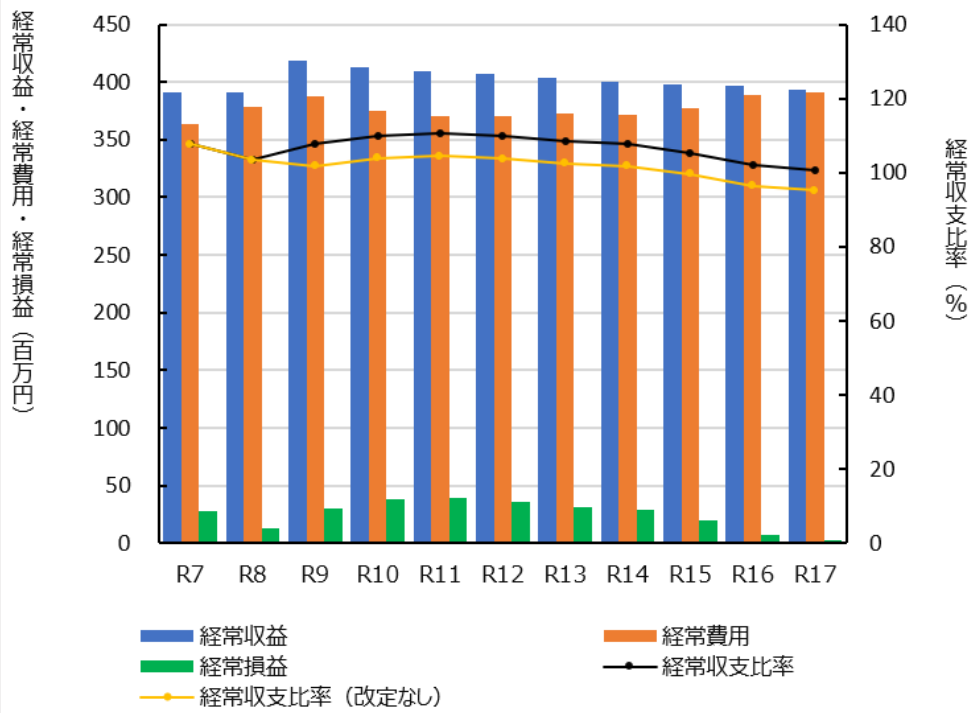




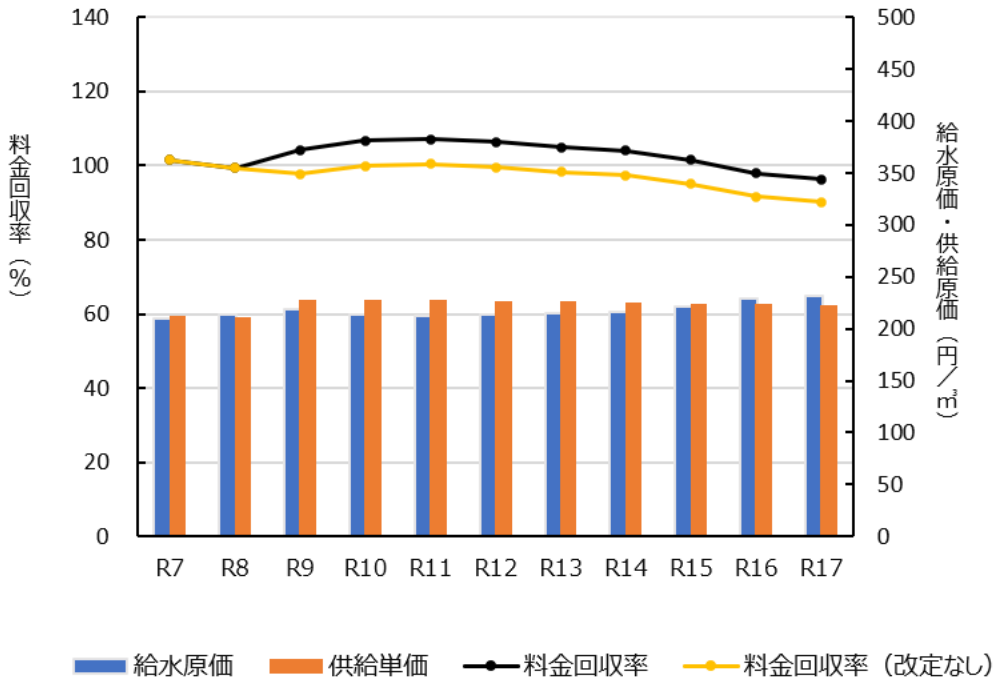
令和5年度の答申後における令和7年度の決算状況から見た今後の財政の見通し
【水道事業会計（セグメント別）】

宇和

○収益的収支の推計値

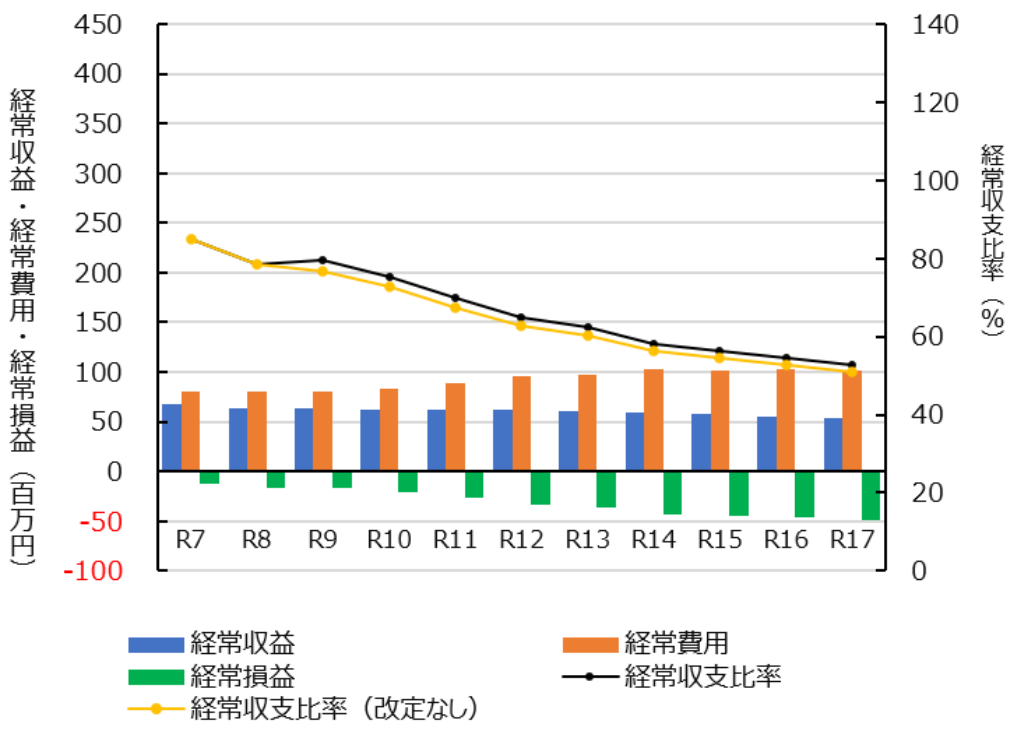


○料金回収率の推移

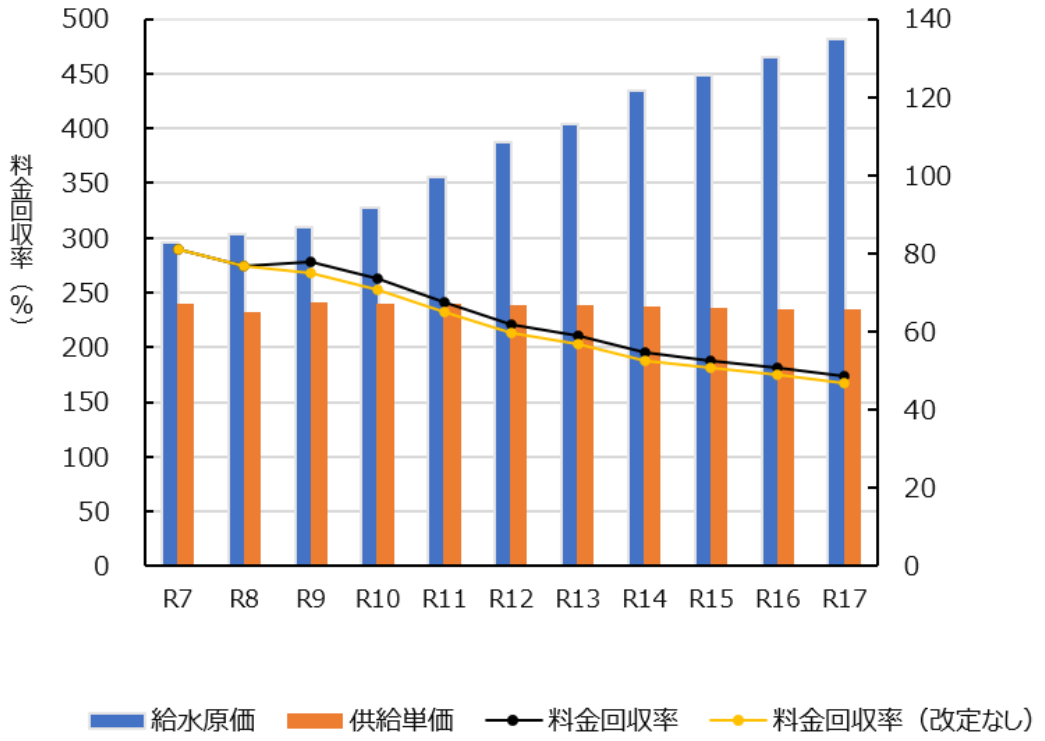


明浜

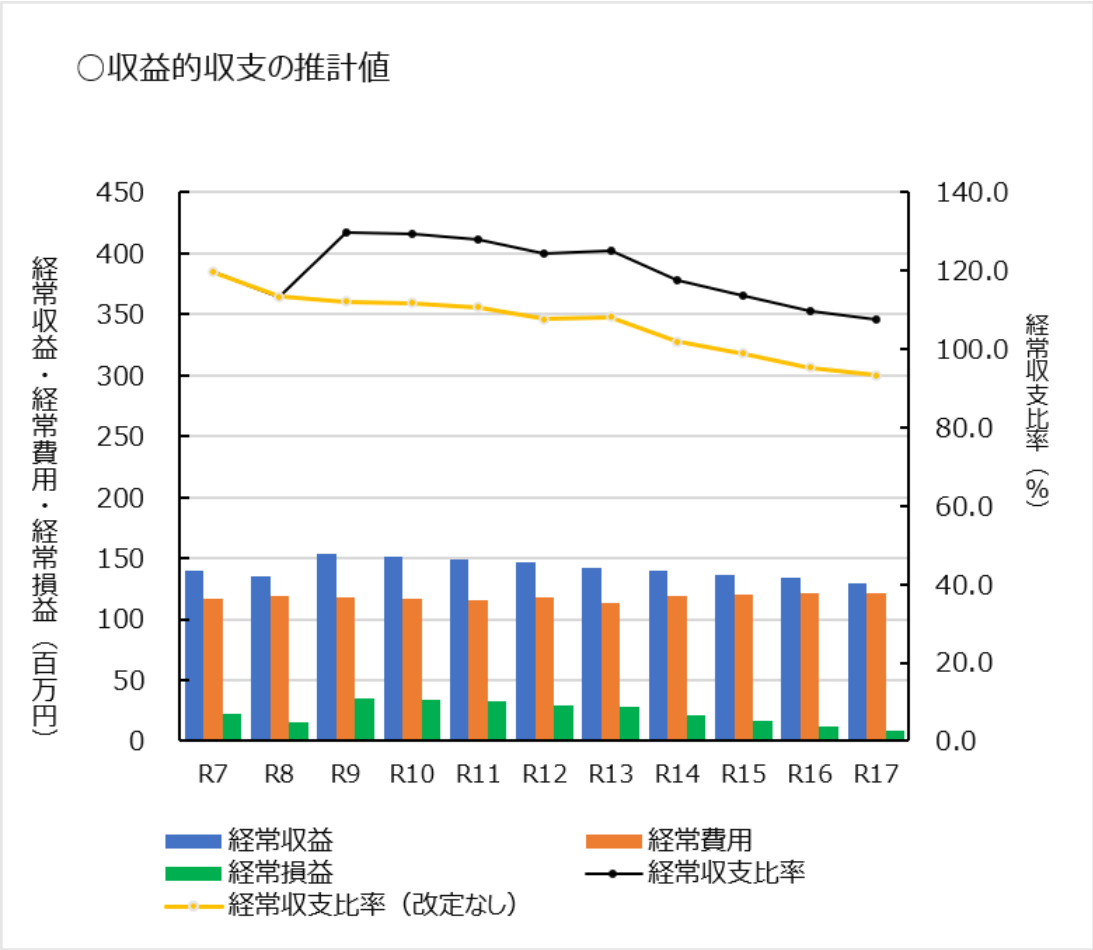
○収益的収支の推計値

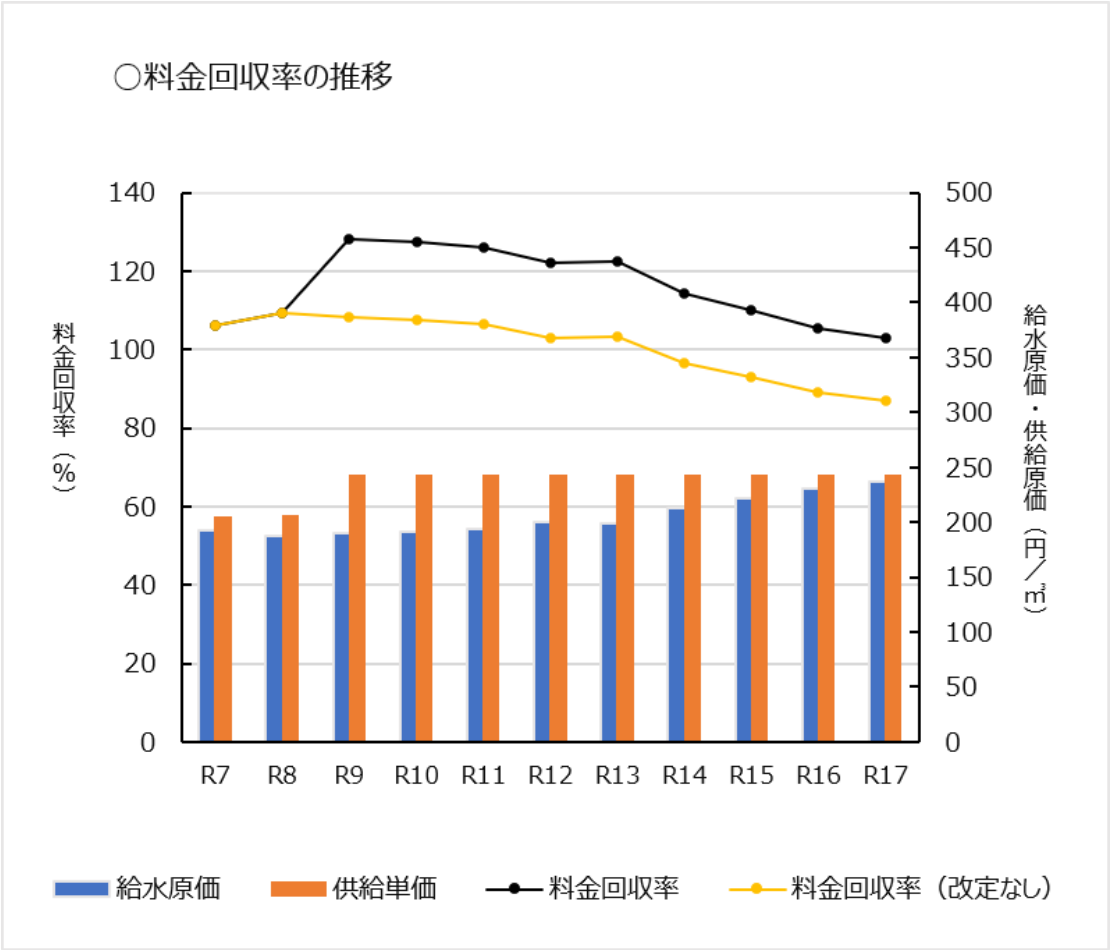


○料金回収率の推移



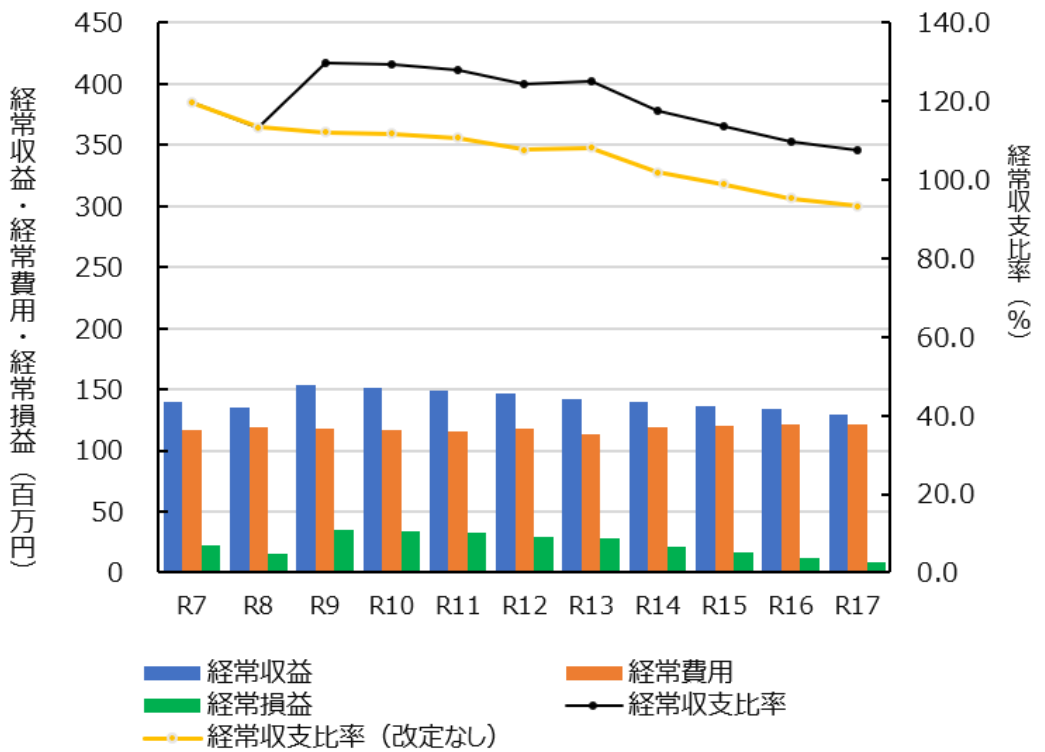
野村


○収益的収支の推計値
経常収益・経常費用・経常損益（百万円）
経常収支比率（%）
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
140.0
120.0
100.0
80.0
60.0
40.0
20.0
0.0
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
R15
R16
R17
経常収益
経常費用
経常損益
経常収支比率
経常収支比率（改定なし）

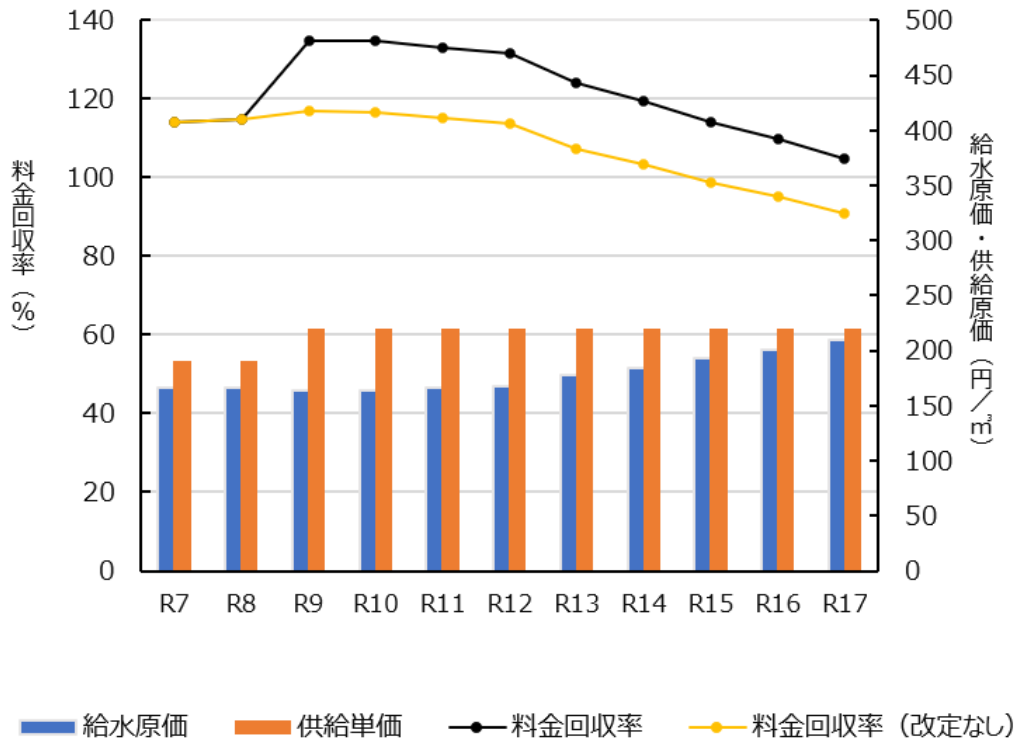

○料金回収率の推移
料金回収率（%）
給水原価・供給原価（円／㎥）
140
120
100
80
60
40
20
0
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
R15
R16
R17
給水原価
供給単価
料金回収率
料金回収率（改定なし）

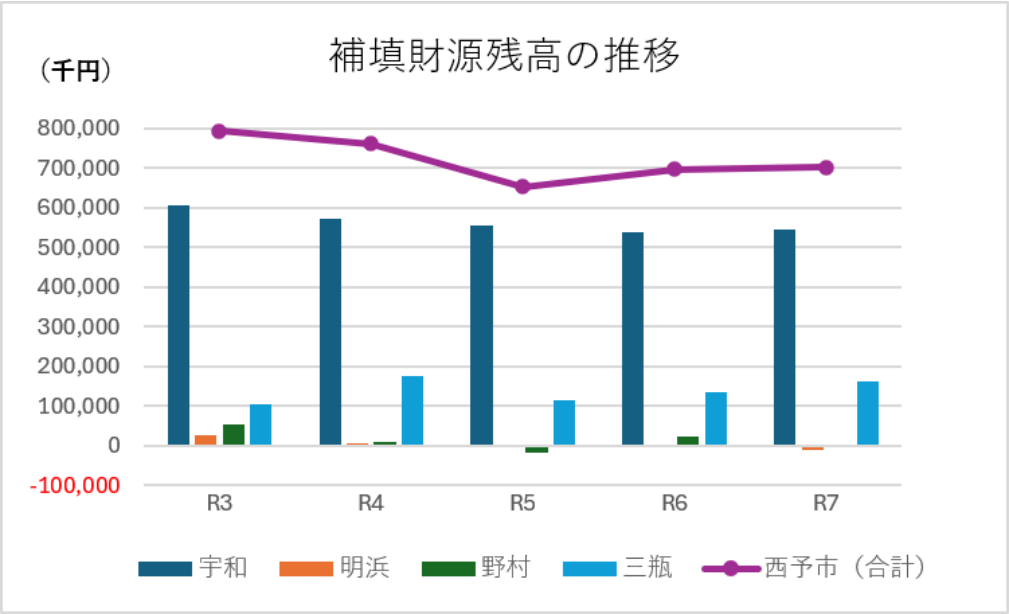
三瓶

○収益的収支の推計値



○料金回収率の推移

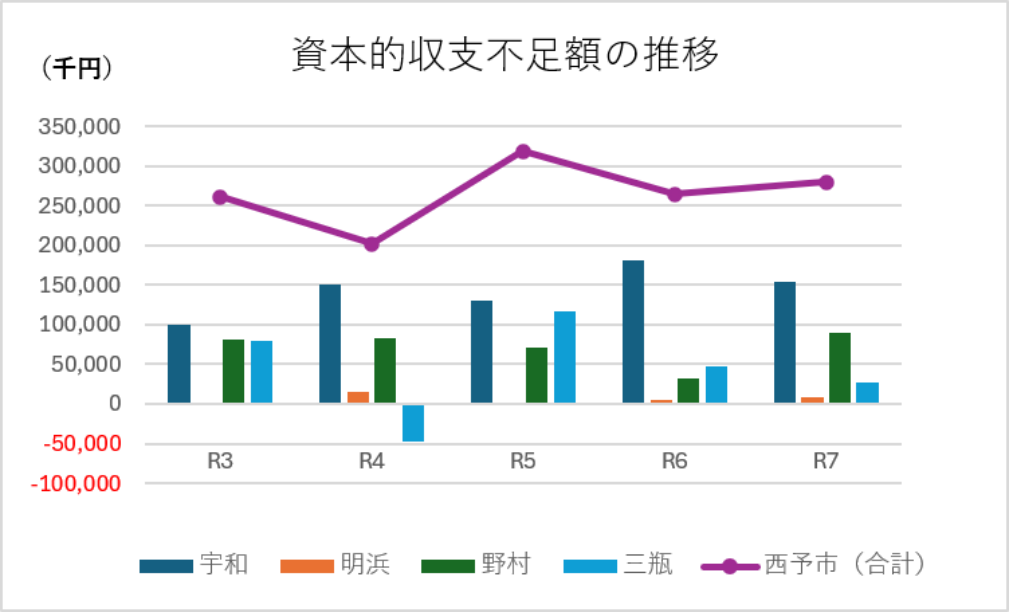




○補填財源残高の推移（令和７年度決算まで）

給水人口の減少に伴う給水収益の減少と水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加に伴い、補填財源は減少傾向にあったが、令和６年度の料金改定により多少持ち直した。

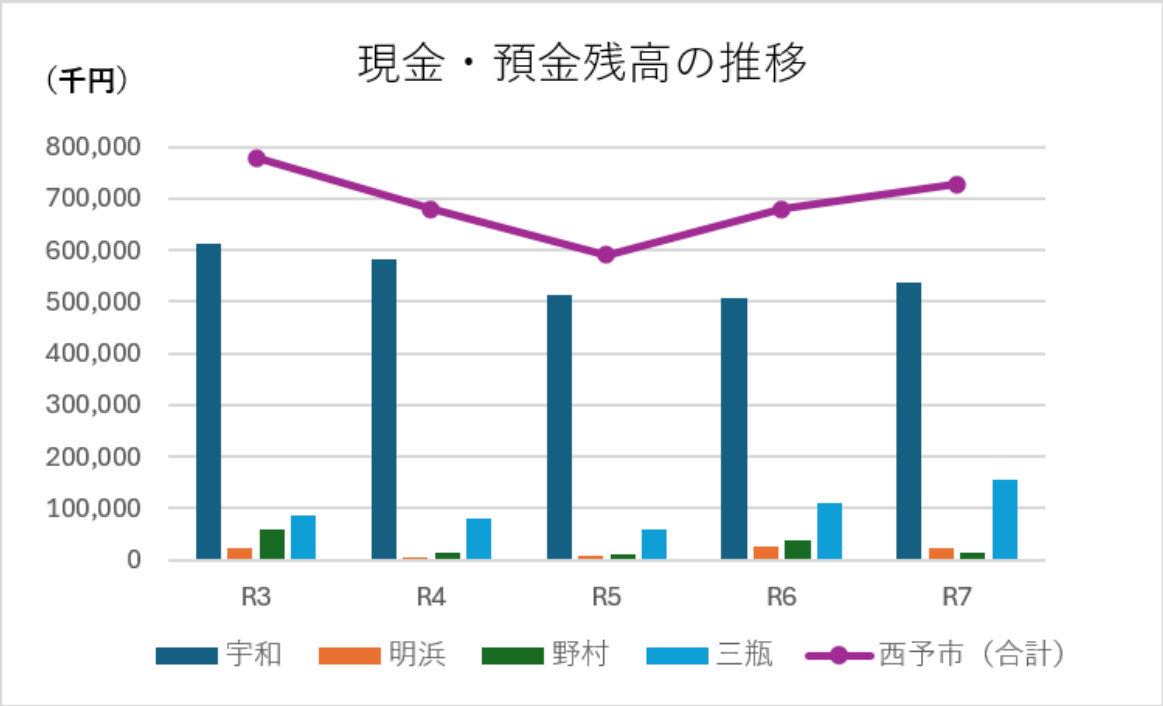
セグメント別にみると、明浜町は補填財源が枯渇しマイナスの状況で野村町もほぼ枯渇している状況となっている。



【補填財源とは】

資本的収支の収入が支出に対して不足する額を補うための財源。経営により生じる利益や利益に由来する積立金、費用中に計上されている減価償却費等現金支出を伴わない企業内に留保される資金等が該当する。

補填財源が枯渇すると建設改良事業が計画通り進まず、安定して水を供給することが困難な状況となる。



〇現金・預金残高の推移（令和７年度決算まで）

市全体として減少傾向にあったが、令和６年度の料金改定により増加に転じている。

セグメント別でみると、料金改定以降、宇和町と三瓶町は増加。明浜町と野村町は一時的に増加したが、令和７年度決算では再び減少し、いずれも枯渇寸前の状況。

現金預金が不足すると支払い不能となり、事業運営に支障をきたすため、補助金や企業債等の収入が入るまでの間、他のセグメントから一時的に借り入れる措置をとっている。

対策として..

・セグメントの統合（会計の一本化）

⇒セグメント単位での資金不足を解消し、西予市全体として、安定的かつ計画的な事業運営が可能となる。

令和９年度の水道料金改定により、水道料金が統一化されることに合わせ、セグメントを統合する。

水道料金【明浜地区】（1カ月あたり税込金額）

使用水量	現行料金		改定後料金		増額	増加率
0～5㎥	基本料金	935円	基本料金	1,045円	＋110円	11.8%
6～8㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	8.7%
10㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	6.1%
	超過料金	550円	超過料金	550円		
20㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	2.4%
	超過料金	3,300円	超過料金	3,300円		
30㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	1.5%
	超過料金	6,050円	超過料金	6,050円		
40㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	1.1%
	超過料金	8,800円	超過料金	8,800円		

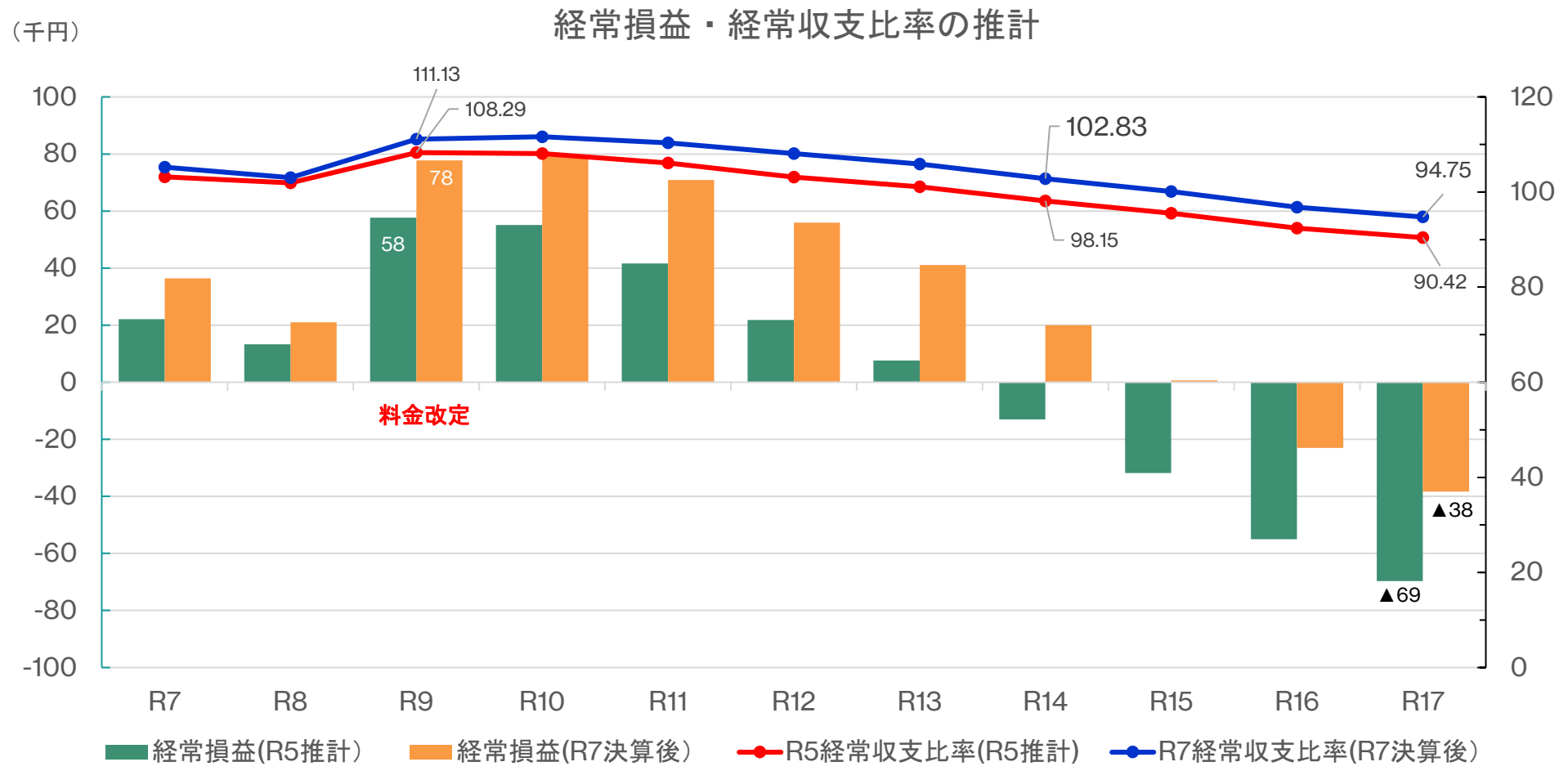
水道料金【宇和地区】（1カ月あたり税込金額）

使用水量	現行料金		改定後料金		増額	増加率
0～5㎥	基本料金	935円	基本料金	1,045円	＋110円	11.8%
6～8㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	8.7%
10㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋154円	8.7%
	超過料金	506円	超過料金	550円		
20㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋374円	8.7%
	超過料金	3,036円	超過料金	3,300円		
30㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋594円	8.7%
	超過料金	5,566円	超過料金	6,050円		
40㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋814円	8.7%
	超過料金	8,096円	超過料金	8,800円		

水道料金【野村・三瓶地区】（1カ月あたり税込金額）

使用水量	現行料金		改定後料金		増額	増加率
0～5㎥	基本料金	935円	基本料金	1,045円	＋110円	11.8%
6～8㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋110円	8.7%
10㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋220円	12.9%
	超過料金	440円	超過料金	550円		
20㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋770円	19.7%
	超過料金	2,640円	超過料金	3,300円		
30㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋1,320円	21.6%
	超過料金	4,840円	超過料金	6,050円		
40㎥	基本料金	1,265円	基本料金	1,375円	＋1,870円	22.5%
	超過料金	7,040円	超過料金	8,800円		

【水道事業会計】令和５年度審議会時の推計との比較



令和５年度審議会時の推計と令和7年度決算後の再推計を比較

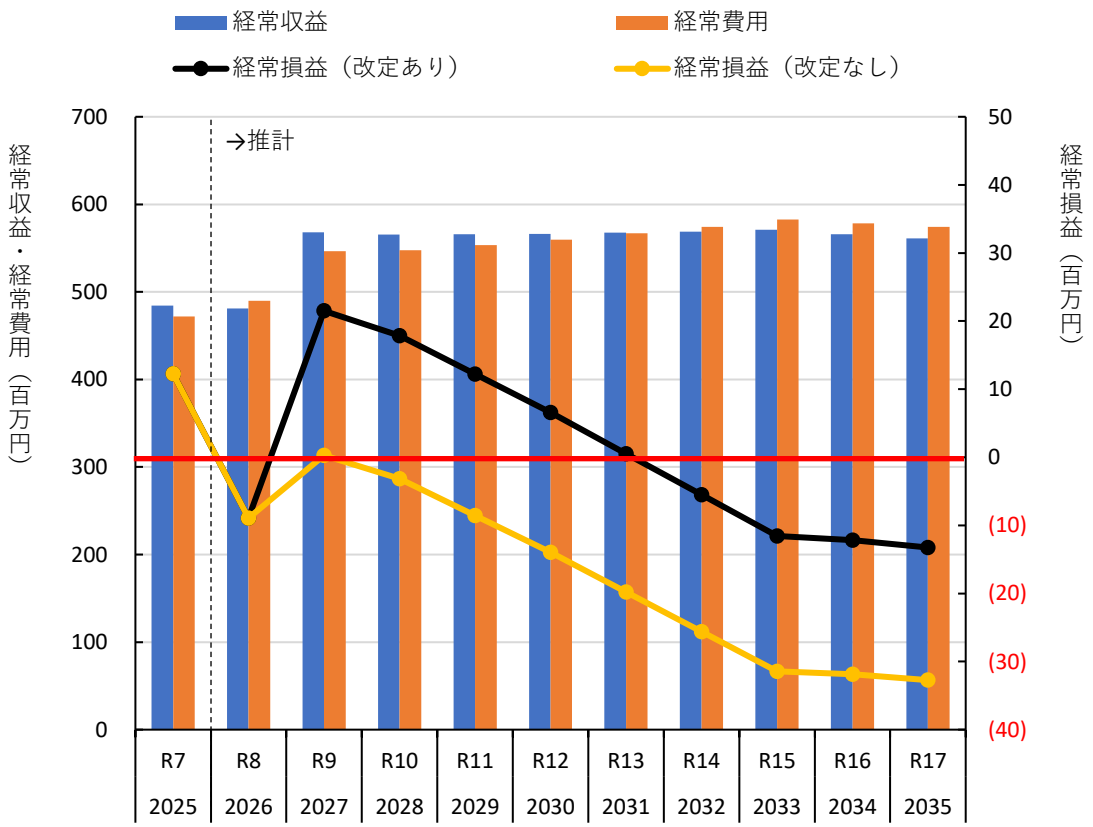
経常損益：令和９年度で約2,000万円、令和17年度で約3,100万円の差。赤字に転じる年度が令和14年度から令和16年度にずれる。

経常収支比率：令和９年度で2.84%、令和17年度で4.33%の差

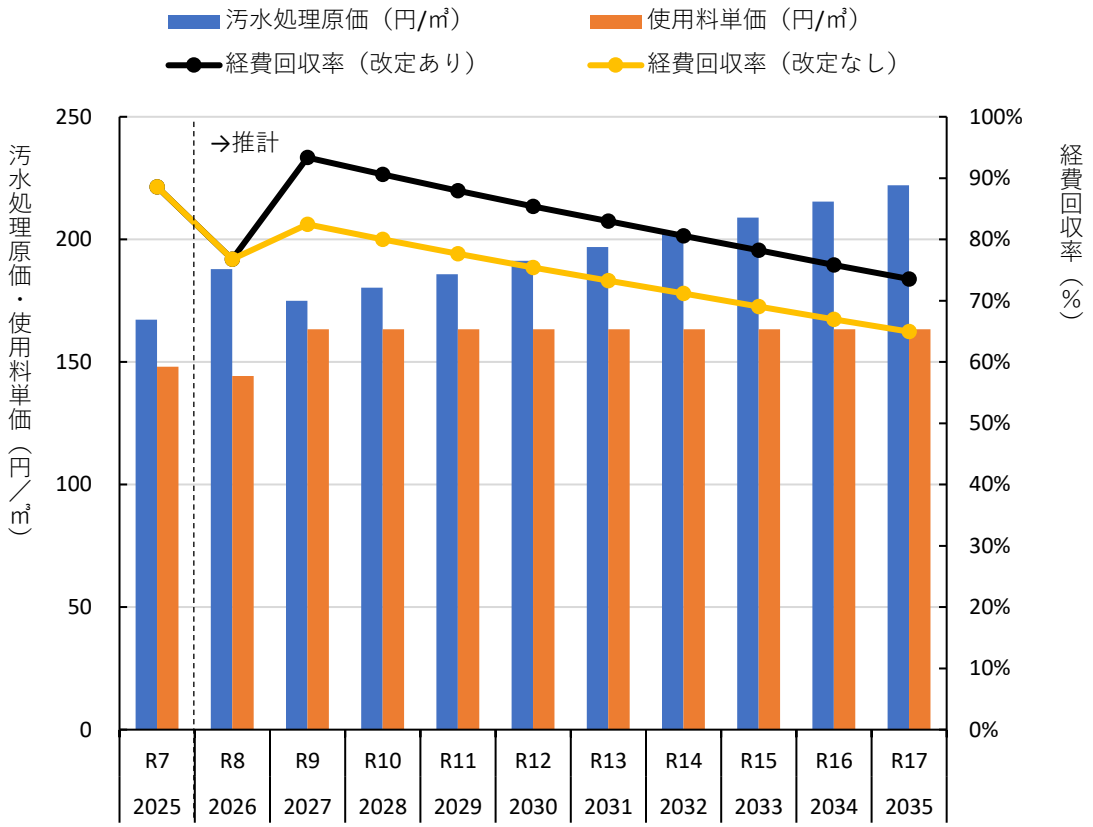
→差が生じた主な理由：有収率の向上による給水収益の増

下水道事業会計【公共下水道】

○収益的収支の推計値



○経費回収率の推計値



公共下水道使用料【1カ月あたり税込金額】

使用水量	現行料金		改定後料金		増額	増加率
8㎥	基本料金	825円	基本料金	990円	＋165円	20.0%
10㎥	基本料金	825円	基本料金	990円	＋209円	17.8%
	従量料金①	352円	従量料金①	396円		
20㎥	基本料金	825円	基本料金	990円	＋429円	14.6%
	従量料金①	2,112円	従量料金①	2,376円		
30㎥	基本料金	825円	基本料金	990円	＋539円	11.2%
	従量料金①	2,112円	従量料金①	2,376円		
	従量料金②	1,870円	従量料金②	1,980円		
40㎥	基本料金	825円	基本料金	990円	＋649円	9.7%
	従量料金①	2,112円	従量料金①	2,376円		
	従量料金②	3,740円	従量料金②	3,960円		

※ 従量料金①の使用水量： 8㎥を超え20㎥まで　従量料金②の使用水量 ：20㎥を超えるもの